

早期不妊検査費助成事業



平成29年11月1日から夫婦で不妊検査を受けたかたを対象に2万円を上限として検査費用の助成を行います。

対象

以下の項目全てに該当しているかた

- ◆申請時に法律上婚姻している夫婦であること
- ◆夫婦ともに指定医療機関で不妊検査を受けていること
- ◆平成29年4月1日以降に終了した検査であること
- ◆検査開始時に妻の年齢が43歳未満であること
- ◆夫婦の一方または双方が川口市内に住民登録していること

※指定医療機関とは特定不妊治療費助成事業で知事などが指定する医療機関です。市外の指定医療機関も含まれますので事前にご確認ください。

申請

申請書類を保健センターへ郵送または持参

※申請書は保健センター窓口で配布。市ホームページからダウンロードもできます。

申請期限

対象となる検査期間	申請締切日(消印有効)
平成29年4月1日～平成30年1月31日に終了した検査	平成30年3月31日(土)
平成30年2月1日～3月31日に終了した検査	平成30年5月31日(木)

詳細は市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/24200139/24200139.html>



問い合わせ…保健センター 〒332-0026 南町1-9-20
☎048-256-2022 FAX048-256-2023

県の不妊相談窓口

不妊に悩む夫婦の相談窓口を設置しています。

不妊の検査はどんなことをするのか、どんな治療があるのかなど、一人で悩まず気軽に相談してください。

- ◆不妊専門相談センター（予約制）
専門医と面談形式で相談できます。

☎火・金曜日 16:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

📍埼玉医科大学総合医療センター内
(川越市鴨田1981) ☎049-228-3674

- ◆妊娠・不妊・不育症に関する電話相談
助産師と電話相談できます。

☎月・金曜日 10:00～15:00
第1・3土曜日
11:00～15:00/16:00～19:00
(祝日、年末年始を除く)
☎048-799-3613

相談時間を土曜日にも拡充しました

中核市で
ココが変わる!

産業廃棄物の不法投棄に対する迅速な対応に向けて

平成30年4月
中核市へ向けて

「産業廃棄物」とは、事業活動で生じたガラスや金属、コンクリートといった、法律で定められた廃棄物のことです。

中核市移行後は、産業廃棄物に関する業務を市が行います。このため、産業廃棄物の不法投棄が発生した場合には、市が直接事業者への指導などを行い、これまで以上に迅速できめ細かな対応ができるようになります。



産業廃棄物の不法投棄への対応

産業廃棄物の不法投棄の発生



市民 産業廃棄物の不法投棄を発見した場合、身近な窓口である市へ通報

【中核市移行前】

川口市 市民からの通報を受け、現地確認後、状況を埼玉県へ連絡

埼玉県 川口市から連絡を受け、現地確認後、事業者への指導などを実施

【中核市移行後】

川口市 市民から通報を受け、現地確認後、直接事業者への指導などを実施
→これまで以上に迅速できめ細かな対応が可能になる

問い合わせ…中核市推進室 ☎048-271-9513 FAX048-259-6860 市ホームページ「中核市への移行」もご覧ください。